



島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第45号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	9
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	10
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	16
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	16
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	16
島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則	16
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則	17
職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	17
会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	17
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	18
職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	18
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	19
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	20
【人委細則】	
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	20

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号、第3号及び第4号中「次条及び第22条において」を「以下」に改める。

第6条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付す。

第6条の6から第6条の8まで及び第6条の10から第6条の13までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第6条の13の次に次の5条を加える。

第6条の13の2 条例第7条の4第1項の人事委員会規則で定める職員は、定年前再任用短時間勤務職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の13の3 条例第7条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、最低賃金額（職員の在勤する地域について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額をいう。次項において同じ。）とする。

2 最低賃金法第12条の規定による地域別最低賃金の改正があったときは、その決定による最低賃金額を同法第14条第2項の規定によりその効力を生ずることとされる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）の初日から前項に規定する人事委員会規則で定める額として適用する。

第6条の13の4 条例第7条の4第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第6条の13の5 条例第7条の4第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては当該額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付短時間勤務職員にあっては当該額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

第6条の13の6 条例第7条の4第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第6条の14中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第7条の2第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）にあっては、年額150万円以上）」を加える。

第11条の7中「並びに」を「及び」に改める。

第12条の3第2号中「若しくは」を「、」に改め、「通勤方法」の次に「若しくは条例第10条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）」を、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第12条の4中「こと」の次に「若しくは第12条の11の11に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第12条の8中「第10条第8項」を「第10条第9項」に改める。

第12条の10第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第12条の11の8及び第12条の11の9第1号中「給料表」を「職員等給料表」に改める。

第12条の11の10第1項第2号中「、第12条の11の3各号のいずれかに該当するもの」を「第12条の11の3各号のいずれかに該当するものであつて、当該移転後も引き続き当該事情を有するもの」に改め、同号オ中「前4号」を「アからエまでに掲げるもの」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第12条の11の11及び第12条の11の12を次のように改める。

第12条の11の11 条例第10条第5項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第12条の4の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。
- (4) 職員が通勤に使用する自動車等を駐車するために勤務公署を管理する者から使用を許可された施設その他これに類するものでないこと。
- (5) 職員が自動車等を通常保管するために使用する施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

第12条の11の12 条例第10条第5項の人事委員会規則で定める職員は、第12条の10第2号に掲げる職員とする。

第12条の11の13第4項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に、「及び」を「、」に改め、「合計額」の次に「及び条例第10条第5項第1号に定める額」を加え、同条を第12条の11の14とし、第12条の11の12の次に次の1条を加える。

第12条の11の13 条例第10条第5項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第12条の12の2第1項中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改め、同項第2号中「又は通勤方法の変更」を「通

勤方法又は駐車場等の変更、駐車場等の利用の開始又は終了」に改め、「運賃等の額」の次に「又は駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改める。

第12条の12の3第1項中「第10条第8項」を「第10条第9項」に改め、同条第2項第2号中「育児休業をし、」の次に「育児休業法第19条第1項の規定により部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、」を加える。

第12条の15の6第2項第6号中「給料表」を「職員等給料表」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第12条の17を次のように改める。

第12条の17 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 4級地 100分の16
- (2) 3級地 100分の12
- (3) 2級地 100分の8
- (4) 1級地 100分の4

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第6に定めるとおり（前条の人事委員会が別に定める公署にあっては、人事委員会が別に定める当該公署の級別区分）とする。

第12条の17の2を削る。

第12条の18第2項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第12条の18の2を削る。

第12条の19を次のように改める。

第12条の19 条例第11条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、新たに職員等給料表の適用を受ける職員となって、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (2) 新たに職員等給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに職員等給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したこと又は新たに職員等給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 新たに職員等給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに職員等給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 適用日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の前日に特地公署又は準特

地公署に該当していたものとした場合に、前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に、前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 適用日前から職員等給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する職員 適用日前から職員等給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第15条の3第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に、「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項3号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第17条第6項第2号中「100分の161.25」を「100分の236.25」に、「100分の191.25」を「100分の266.25」に改める。

附則第10項を次のように改める。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当)

10 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の適用については、次の各号に定めるとおりする。

- (1) 第1種初任給調整手当 第6条の10第2項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第2項及び第3項中「別表第4」とあるのは、「附則別表第2」とする。
- (2) 第2種初任給調整手当 第6条の13の2の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員とし」とあるのは「条例附則第10項の規定の適用を受ける職員とし」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「級に応じた額」とあるのは「級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

附則第11項から第14項までを次のように改める。

11から14まで 削除

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2（附則第10項関係）

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	36,470	42,000
1年以上2年未満	36,470	42,000
2年以上3年未満	36,470	42,000
3年以上4年未満	36,470	39,200
4年以上5年未満	36,470	36,400
5年以上6年未満	36,470	33,600
6年以上7年未満	35,210	30,100
7年以上8年未満	33,950	26,600
8年以上9年未満	32,690	23,100

9年以上10年未満	31,430	19,600
10年以上11年未満	30,170	16,100
11年以上12年未満	28,910	12,600
12年以上13年未満	27,650	9,100
13年以上14年未満	26,390	5,600
14年以上15年未満	25,410	2,100
15年以上16年未満	24,430	
16年以上17年未満	23,450	
17年以上18年未満	22,470	
18年以上19年未満	21,490	
19年以上20年未満	20,510	
20年以上21年未満	19,530	
21年以上22年未満	19,110	
22年以上23年未満	18,690	
23年以上24年未満	17,990	
24年以上25年未満	17,570	
25年以上26年未満	17,150	
26年以上27年未満	16,730	
27年以上28年未満	16,310	
28年以上29年未満	15,750	
29年以上30年未満	15,540	
30年以上31年未満	15,260	
31年以上32年未満	14,840	
32年以上33年未満	14,210	
33年以上34年未満	13,580	
34年以上35年未満	13,090	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「2項職員」とは第6条の5第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「政策企画局長」を「政策企画局長
島根かみあり国スポ・全スポ局長」に改め、「同 室長

(課に置かれた室を除く。)」及び「統括団体検査監」を削り、「本庁室長(課に置かれた室に限る。)」を「本庁室

長」に、「統括保健指導監」を「統括保健指導監
上席団体検査監」に改め、同表県議会の事務部局の部職名の欄中「事務局次長」を「事

務局次長
」に改める。

事

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条の10関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	60,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	60,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	60,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	56,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	52,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	48,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	43,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	38,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	33,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	28,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	23,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	18,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	13,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	8,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	3,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期

間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職（人事委員会が認める職を除く。）を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第5の2中	「	21,000円	「	21,200円	を に、
		23,000円		23,400円	
		25,100円		25,700円	
		27,100円		28,100円	
		29,100円		30,400円	
		31,000円		32,700円	
		33,000円		35,000円	
		34,900円		37,400円	
		36,900円		39,700円	
		38,800円		42,000円	
		40,700円		44,400円	
		」		」	

「	片道78キロメートル以上	42,600円	」
---	--------------	---------	---

を

「	片道78キロメートル以上82キロメートル未満	46,700円
	片道82キロメートル以上86キロメートル未満	49,000円
	片道86キロメートル以上90キロメートル未満	51,400円
	片道90キロメートル以上94キロメートル未満	53,700円
	片道94キロメートル以上98キロメートル未満	56,000円
	片道98キロメートル以上102キロメートル未満	58,400円
	片道102キロメートル以上	60,700円
	」	

に改める。

別表第6中	「	隠岐郡隠岐の島町原田	隠岐の島警察署中条駐在所	を
		隠岐郡隠岐の島町飯田	隠岐の島警察署東郷駐在所	
	」			」

「	隠岐郡隠岐の島町原田	隠岐の島警察署中条駐在所	に、
			」

「	邑智郡邑南町井原 江津市桜江町大貫	川本警察署井原駐在所 江津警察署川越駐在所	を	」
「	邑智郡邑南町井原	川本警察署井原駐在所	に改める。	」

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和8年4月1日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の17、第12条の18及び第15条の3並びに附則別表第2及び別表第4の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(暫定再任用職員の第2種初任給調整手当に関する経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条の13の2の規定を適用する。
- 令和4年改正条例附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条の13の5（改正後の規則第6条の13の6第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年島根県条例第5号）による改正後の職員の給与に関する条例第10条第5項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第12条の3の規定の例により、その実情を届け出なければならない。
(特地勤務手当等に関する経過措置)
- 適用日からこの規則の公布の日の属する月の末日までの間において、改正後の規則第12条の17の規定による特地勤務手当の額が、この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下この項及び次項において「改正前の規則」という。）第12条の17の規定による特地勤務手当の額に達しないこととなる期間がある職員の当該期間の特地勤務手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による額とする。
- 適用日からこの規則の公布の日の属する月の末日までの間において、改正後の規則第12条の18の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額が、改正前の規則第12条の18の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額に達しないこととなる期間がある職員の当該期間の特地勤務手当に準ずる手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による額とする。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「健康福祉部」の次に「健康福祉総務課若しくは」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第4号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第33条の4の次に次の6条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第33条の5 条例第17条の4第1項の人事委員会規則で定める教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とし、当該教育職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務教育職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額とする。

第33条の6 条例第17条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、最低賃金額（教育職員の在勤する地域について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額をいう。次項において同じ。）とする。

2 最低賃金法第12条の規定による地域別最低賃金の改正があったときは、その決定による最低賃金額を同法第14条第2項の規定によりその効力を生ずることとされる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）の初日から前項に規定する人事委員会規則で定める額として適用する。

第33条の7 条例第17条の4第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第33条の8 条例第17条の4第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては当該額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあつては当該額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあっては当該額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付短時間勤務教育職員にあっては当該額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

第33条の9 条例第17条の4第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、当該教育職員を新たに採用された教育職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡教育職員特定額」という。）が基準額を下回る教育職員とする。

2 前項に規定する教育職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する教育職員となった日から権衡教育職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する教育職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡教育職員特定額」と読み替えるものとする。

第33条の10 第2種初任給調整手当は、第33条の5から前条までに定めるもののほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第34条第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第36条の3第2号中「若しくは」を「、」に改め、「通勤方法」の次に「若しくは条例第20条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）」を、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第36条の4中「こと」の次に「若しくは第36条の11の11に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第36条の8第1項第1号中「第20条第8項」を「第20条第9項」に改める。

第36条の10第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする教育職員（次号において「駐車場等利用教育職員」という。）にあっては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用教育職員にあっては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第36条の11の10第1項第2号中「、第36条の11の3各号のいずれかに該当するもの」を「第36条の11の3各号のいずれかに該当するものであって、当該移転後も引き続き当該事情を有するもの」に改め、同号オ中「前4号」を「アからエまでに掲げるもの」に改める。

第36条の11の11及び第36条の11の12を次のように改める。

第36条の11の11 条例第20条第5項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第36条の4の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 教育職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について教育職員の配偶者若しくは条例第18条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。
- (4) 教育職員が通勤に使用する自動車等を駐車するために勤務学校を管理する者から使用を許可された施設その他これに類するものでないこと。
- (5) 教育職員が自動車等を通常保管するために使用する施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、教育職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

第36条の11の12 条例第20条第5項の人事委員会規則で定める教育職員は、第36条の10第2号に掲げる教育職員とする。

第36条の11の13第4項中「第20条第6項」を「第20条第7項」に、「及び」を「、」に、「その合計額」を「その合計額）及び条例第20条第5項第1号に定める額」に改め、同条を第36条の11の14とし、第36条の11の12の次に次の1条を加える。

第36条の11の13 条例第20条第5項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
 - (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額
- 第36条の12の2第1項中「第20条第7項」を「第20条第8項」に改め、同項第2号中「又は通勤方法の変更」を「、通勤方法又は駐車場等の変更、駐車場等の利用の開始又は終了」に改め、「運賃等の額」の次に「又は駐車場等の料金」を

加え、同条第2項及び第3項中「第20条第7項」を「第20条第8項」に改める。

第36条の12の3第1項中「第20条第8項」を「第20条第9項」に改め、同条第2項第2号中「育児休業をし、」の次に「育児休業法第19条第1項の規定により部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、」を加える。

第36条の17を次のように改める。

第36条の17 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地学校の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 4級地 100分の16
- (2) 3級地 100分の12
- (3) 2級地 100分の8
- (4) 1級地 100分の4

2 前項の特地学校の級別区分は、別表第15に定めるとおりとする。

第36条の17の2を削る。

第36条の18第2項中「同項に規定する異動又は学校の移転の日に受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第36条の18の2を削る。

第36条の19を次のように改める。

第36条の19 条例第21条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

- (1) 新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員で、その特地学校又は準特地学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける教育職員となって、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (2) 新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた学校に引き続き在勤することとなった教育職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける教育職員となって当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者で、適用日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する教育職員との権衡上必要がある教育職員として人事委員会が認めるもの

2 条例第21条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける教育職員となって特地学校又は準特地学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教育職員 適用日に特地学校又は準特地学校に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員で指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該教育職員の指定日に在勤する学校が当該異動の日前に特地学校又は準特地学校に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

- (3) 前項第1号に規定する教育職員 当該教育職員の指定日に在勤する学校が適用日前に特地学校又は準特地学校に該当していたものとし、かつ、当該教育職員が当該適用日に当該学校に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する教育職員 適用日前から給料表の適用を受ける教育職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する教育職員 適用日前から給料表の適用を受ける教育職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する教育職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第38条第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「8,300円」を「8,600円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同項第4号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第41条第6項第2号中「100分の161.25」を「100分の236.25」に改める。

第43条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、条例第17条第1項の規定により給料の調整額を支給されることとなる教育職員には、加算しない。

附則第19項の前の見出しを削り、同項から第22項までを次のように改める。

19から22まで 削除

附則に次の1項を加える。

(条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の第2種初任給調整手当)

- 27 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員に対する第33条の5の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務教育職員とし」とあるのは「条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員とし」と、「当該定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「当該教育職員」と、「定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「級に応じた額」とあるのは「級並びに条例第6条第1項及び第2項並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

別表第13中

「

(2) 校長（安来高等学校、情報科学高等学校、松江農林高等学校、大東高等学校、横田高等学校、飯南高等学校、平田高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、邇摩高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、江津高等学校、江津工業高等学校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田翔陽高等学校、吉賀高等学校、津和野高等学校、隠岐高等学校、隠岐島前高等学校、隠岐水産高等学校、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校、石見養護学校、隠岐養護学校、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校に限る。）	4種
(3) 前記(1)及び(2)に掲げる校長以外の校長	5種
(4) 前記(1)及び(2)に掲げる学校の教頭	
(5) 前記(4)に掲げる教頭以外の教頭	6種

」

を

「

(2) 校長（安来高等学校、情報科学高等学校、松江農林高等学校、大東高等学校、横田高等学校、飯南高等学校、平田高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、邇摩高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、江津高等学校、江津工業高等学校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田翔陽高等学校、吉賀高等学校、津和野高等学校、隠	4種
---	----

岐高等学校、隠岐島前高等学校、隠岐水産高等学校、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校、石見養護学校、隠岐養護学校、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校に限る。)	
(3) 教頭（三刀屋高等学校掛合分校に限る。）	
(4) (1)及び(2)に掲げる校長以外の校長	5種
(5) (1)及び(2)に掲げる学校の教頭	
(6) (3)及び(5)に掲げる教頭以外の教頭	6種

に改める。

別表第13の2中

3級	5種	52,900円
----	----	---------

を

3級	4種	61,700円
	5種	52,900円

に改める。

別表第13の3中

3級	5種	41,500円
----	----	---------

を

3級	4種	48,400円
	5種	41,500円

に改める。

別表第14中	21,000円	を	21,200円	に、
	23,000円		23,400円	
	25,100円		25,700円	
	27,100円		28,100円	
	29,100円		30,400円	
	31,000円		32,700円	
	33,000円		35,000円	
	34,900円		37,400円	
	36,900円		39,700円	
	38,800円		42,000円	
	40,700円		44,400円	

片道78キロメートル以上	42,600円
--------------	---------

を

片道78キロメートル以上82キロメートル未満	46,700円
片道82キロメートル以上86キロメートル未満	49,000円
片道86キロメートル以上90キロメートル未満	51,400円
片道90キロメートル以上94キロメートル未満	53,700円
片道94キロメートル以上98キロメートル未満	56,000円
片道98キロメートル以上102キロメートル未満	58,400円
片道102キロメートル以上	60,700円

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第36条の17、第36条の18及び第38条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(暫定再任用教育職員の第 2 種初任給調整手当に関する経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年島根県条例第30号。次項において「令和 4 年改正条例」という。）附則第38項に規定する暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第33条の 5 の規定を適用する。
- 令和 4 年改正条例附則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第33条の 8（改正後の規則第33条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
(施行日前から駐車場等を利用している教育職員の届出)
- この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年島根県条例第22号）による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第20条第 5 項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している教育職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の教育職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第36条の 3 の規定の例により、その実情を届け出なければならない。
(特地勤務手当等に関する経過措置)
- 適用日からこの規則の公布の日の属する月の末日までの間において、改正後の規則第36条の17の規定による特地勤務手当の額が、この規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下この項及び次項において「改正前の規則」という。）第36条の17の規定による特地勤務手当の額に達しないこととなる期間がある教育職員の当該期間の特地勤務手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による額とする。
- 適用日からこの規則の公布の日の属する月の末日までの間において、改正後の規則第36条の18の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額が、改正前の規則第36条の18の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額に達しないこととなる期間がある教育職員の当該期間の特地勤務手当に準ずる手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による額とする。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び特技加点」を「、特技加点及び専門試験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部中「次長」を「次長 参事」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「政策企画局長」を「局長」に、「給与管理担当」の次に「及び給与システム運用・総務事務システム開発担当」を加え、「給与システム運用スタッフ」を「給与システム運用・総務事務システム開発スタッフ」に改め、同部隠岐支庁の項中「島前保健環境課長 隠岐地域振興第二課長」を「島前保健環境課長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「調整監」を「上席調整監、調整監」に改め、同部西部社会教育研修センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第7号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第8号

島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会聴聞手続規則（平成7年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「その事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項前段の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第9号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成21年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条中「島根県庁前の掲示場に掲示」を「公示」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項前段の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第10号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年島根県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「政策企画局長」の次に「、島根かみあり国スポ・全スポ局長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第11号

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改

め、「(前項各号のいずれにも該当する場合は、同項各号の額を合計した額)」を削り、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が給与規則第12条の11の11又は県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号。第12条第4項及び第18条第5項において「県立学校教育職員給与規則」という。))第36条の11の11に定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(給与規則第12条の10第2号に掲げる職員の要件に該当する者を除く。)の通勤手当に相当する報酬の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当に相当する報酬の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当に相当する報酬の額 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として任命権者が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当に相当する報酬の額以外の通勤手当に相当する報酬の額 前2項の規定による額
第12条第4項第4号イ中「県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)」を「県立学校教育職員給与規則」に改める。

第18条第5項第9号イ中「県立学校の教育職員の給与に関する規則」を「県立学校教育職員給与規則」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第12号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和4年島根県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第41条第6項」を「第41条第6項第2号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)別表第1に規定する高等学校又は特別支援学校を勤務公署とする者で、常時勤務を要する職を占めるものである場合にあつては、定年前再任用短時間勤務教育職員及び特定任期付教育職員以外の教育職員とみなして、改正後の規則第41条第6項第1号の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第13号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則(令和4年島根県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第10条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次に掲げる職とする。

- (1) 県立学校及び市町村立学校の校長、副校長、教頭及び主幹教諭の職、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第3項の規定により県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）別表第1又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級以上であるものが占める職並びに人事委員会が別に定める職
- (2) 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）第16条第1項に規定する局長、部長及び次長の職、同条第3項に規定する理事、技監及び参事の職並びに同規則第69条第1項に規定する支庁長、所長及び局長の職、島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）第7条第1項に規定する局長及び次長の職並びに同条第2項に規定する技監及び参事の職、島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）第6条第1項に規定する局長の職及び同条第2項に規定する次長の職、島根県議会事務局条例（昭和25年島根県条例第37号）第3条第1項に規定する事務局長の職及び同条例第4条第1項に規定する事務局次長の職、島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）第4条第1項に規定する副教育長の職、島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）第3条第3項に規定する事務局長の職、島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）第8条第1項に規定する事務局長の職並びに島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第6号）第4条第1項に規定する事務局長の職（以下この号において「局長等の職」という。）、職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものが占める職（局長等の職を除く。）並びに人事委員会が別に定める職

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第14号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1中「9パーセント級地」を「8パーセント級地」に改める。

附則第9項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特勤手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

9 改正後の規則第12条の19第1項第1号の規定は、施行日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号。次項において「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用をされた令和4年改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）について適用する。

附則第10項並びに附則第11項の前の見出し及び同項を削る。

附則第12項中「第12条の19第1項第3号」を「第12条の19第1項第2号」に、「又は第22条の5第1項等」を「若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第7項若しくは第11項から第16項まで」に改め、「異動をした日」の次に「又は当該職員が新たに職員等給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同項を附則第10項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第15号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和7年島根県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

7 改正後の規則第36条の19第1項第1号の規定は、施行日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号。次項において「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教育職員（次項において「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用をされた令和4年改正条例附則第38項に規定する暫定再任用教育職員（次項において「暫定再任用教育職員」という。）について適用する。

附則第8項並びに附則第9項の前の見出し及び同項を削る。

附則第10項中「第36条の19第1項第3号」を「第36条の19第1項第2号」に、「又は第22条の5第1項等」を「若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第7項若しくは第11項から第16項まで」に改め、「異動をした日」の次に「又は当該教育職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同項を附則第8項とし、附則第11項を附則第9項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職	主事又は技師児童心理司児童指導技師	主任主事又は主任技師児童心理司児童指導
---------------------	-------------------------	-------------------	---------------------

別表の1の表中

を

児童自立	技師
支援員	児童自立
心理支援	支援員
員	心理支援
心理判定	員
員	心理判定
企業診断	員
員	企業診断
職業訓練	員
指導員	職業訓練
司書	指導員
学校司書	司書
書記	学校司書
※普及員	書記
	※普及員

に、同表知事の事務部局の部本庁の項中「、

主査又はこれらに相当する職」を「又は主査」に、「、主幹又はこれらに相当する職」を「又は主幹」に、

「

「	統括団体	を	「	政策企画	を	「	局長	に改め、同部地方機関の項中「、主査又はこれら
統括団体	検査監		政策企画	島根かみ		局長	あり国ス	
検査監	上席団体		局長	ポ・全ス			ポ局長	
	検査監							

」

に相当する職」を「又は主査」に、「、主幹又はこれらに相当する職」を「又は主幹」に、

課長	校長
	教頭
	副校長
課長	事業所長
	部長
	統括調整
	監

を

課長 職業訓練 指導専門 幹	校長 教頭 副校長				
課長	事業所長 部長 統括調整 監 上席調整 監	に改め、同表県議会の事務部局の部中	「次長」	を	「次長 参事」
					に改め、同表労働委員

会の事務部局の部、海区漁業調整委員会の事務部局の部及び内水面漁場管理委員会の事務部局の部中「、主査又はこれらに相当する職」を「又は主査」に、「、主幹又はこれらに相当する職」を「又は主幹」に改め、同表共通の部中

※専門員 専門※	を	※主任 主任※	※専門員 専門※	に改め、別表の2の表警察の部警察本部の項中
-------------	---	------------	-------------	-----------------------

方面隊長	方面隊長	を	方面隊長 検視官	方面隊長 検視官	に改め、別表の4の表知事の事務部局の部地方機関の項中
------	------	---	-------------	-------------	----------------------------

部長 研究統括監 研究調整監	を	部長 管理監 研究統括監 研究調整監	に改め、同表共通の部中「又はこれに相当する職」を削り、別表の6の表
----------------------	---	-----------------------------	-----------------------------------

共通の部中「又はこれに相当する職」を削り、「、主幹又はこれらに相当する職」を「又は主幹」に改め、別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中「又はこれに相当する職」を削り、同部地方機関の項中「又はこれに相当する職」を削り、「、主幹又はこれらに相当する職」を「又は主幹」に改め、同表教育委員会の部中「係長又はこれに相当する職」を「係長」に、「、主幹又はこれに相当する職」を「又は主幹」に改める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。